

一宮市告示第198号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第10項後段の規定に基づき別表のとおり告示する。

令和8年 4月 8日

一宮市長 中野 正 康

団体名	新代表者の住所	新代表者名	新事務所の所在地
佐千原町内会	一宮市佐千原字郷前17番地1	戸松 功	一宮市佐千原字郷前17番地1
新堤町内会	一宮市北方町北方字新堤下162番地1	塚本 克司	
畑下町内会	一宮市北方町北方字畑下裏61番地	後藤 清人	
山之小路町内会	一宮市今伊勢町馬寄字郷浦38番地	村橋 好司	
高見町内会	一宮市大和町宮地花池字中道7番地8	服部 和昭	
吉藤下町内会	一宮市明地字寺前20番地1	高田 亨	